

介護保険の要介護認定を受けている人が、福祉用具を購入するとき、福祉用具購入費が支給されます

購入前に申請が必要です！

購入費用はいったん全額支払っていただき、保険給付の対象となる金額が後日支給されます

◎対象となる人は

四日市市にお住まいの人で、要介護認定を受けている人

◎対象となる福祉用具は

都道府県知事の指定を受けた特定福祉用具販売事業所から購入する、以下の9種類です。

※取り付けに工事が必要な場合、工事費用は支給対象外となりますのでご注意ください。

①腰掛け便座

ポータブルトイレや補高便座（高さを補う便座）など

②入浴補助用具

入浴用いす（シャワーチェア）、入浴台（バスボード）、浴槽用手すり（浴槽に取り付けるもの）など

③自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置（尿や便を自動的に吸引するもの）のレシーバーやチューブ等、交換可能部品。専用パンツや専用シートなどは除く。

④簡易浴槽

空気式や折りたたみ式など、簡単に移動ができ、給排水等の工事が不要のもの

⑤移動用リフトのつり具

⑥排泄予測支援機器

⑦スロープ

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの

⑧歩行器

車輪・キャスターが付いている歩行車は除く

⑨歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る

※令和6年4月1日から、⑦～⑨の項目について、貸与と販売の選択制が導入されました。ケアマネジャーや福祉用具専門相談員へご相談ください。

◎支給される金額は

要介護度にかかわらず、購入費用の9割～7割です。（利用者負担割合による）

ただし、対象となる購入費用は年間（4月から3月）で10万円が限度ですので、

支給額の上限は1割負担の方は9万円、2割負担の方は8万円、3割負担の方は7万円です。

また、10万円までであれば、複数の購入が可能です。

10万円を超えた費用は全額自己負担になります。

介護保険を利用して既に購入した用具については原則対象となりません。

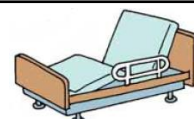
上記以外の福祉用具は…

車いすや特殊寝台（電動ベッド）等の購入費用は対象にはなりません。

福祉用具購入の対象とならなくても、貸与の対象となる福祉用具もありますので、

ケアマネジャー等へご相談ください。

ただし、介護度によっては貸与の対象にもならないことがあります。



利用手続きのながれ

①事前の検討

担当のケアマネジャーまたは居宅介護支援事業者などへ、購入の意向を伝え、適切な介護保険利用のため、十分検討する。



②購入前に市へ事前確認申請をする

購入前にケアマネジャー等を通じ、必要書類（※1）を市へ提出する。

③市は購入の事前審査・通知を行う

市は、申請された購入予定品が保険給付の対象となるか審査し、事前確認通知書を送付する。

福祉用具の購入は、『事前確認通知書』が届いてから！

④納品、購入

事前確認通知書が届いたら、支給対象となるのを確認し、販売業者へ発注。納品後、販売業者へ購入費用をいったん全額支払う。

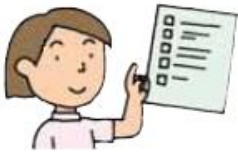


⑤市へ支給申請をする

購入費用を販売業者へ支払い後、支給申請書類（※2）を市へ提出し、支給申請する。

※1 購入前、事前確認申請時に必要な書類

- ・介護保険居宅介護福祉用具購入費等事前確認申請書
- ・ケアプラン等、福祉用具の必要性がわかる書類（申請書に記入の場合は不要）
- ・見積書（福祉用具販売業者が作成）
- ・購入予定の福祉用具のパンフレット（写し）など
- ・入院中又は入所中の方、認定申請中の方は、事前承諾書も必要です



※2 購入後、支給申請時に必要な書類

- ・介護保険居宅介護福祉用具購入費等支給申請書兼請求書
- ・領収書（福祉用具販売業者が作成）
- ・事前承諾書(写)（退院・対処の後に日付けを、認定結果と日付を記入）

ご注意ください！

◆購入申請後、市からの決定通知を確認し、購入してください。

決定通知前の購入は支給対象になりません。

◆都道府県知事の指定を受けていない販売業所から購入した福祉用具は対象となりません。購入前にご確認ください。

◆口座は被保険者**本人名義**でお届けください。



福祉用具購入費の支給も介護保険給付のひとつです。身体の状態にあわせて、適正な利用をしましょう。



お問い合わせ先

四日市市 介護保険課 管理・保険料係
TEL/059-354-8190
FAX/059-354-8280